

「川越市こども計画(原案)」に関する意見公募手続きの結果について(案)

1. 意見公募手続きの概要

- (1) 募集期間 令和6年11月27日(水)～令和6年12月26日(木)
(30日間)
- (2) 募集対象
 - ① 市内に住所を有する方
 - ② 市内の事務所等に勤務する方
 - ③ 市内の学校に在学する方
 - ④ その他この案に関し、利害関係を有する方
- (3) 閲覧場所
 - ① こども政策課、各市民センター、川越駅西口連絡所
 - ② 川越市ホームページ
- (4) 意見提出方法
 - ① こども政策課窓口へ直接持参
 - ② 郵送
 - ③ ファクス
 - ④ 川越市ホームページからの意見提出

2. 意見公募手続きの結果

- (1) 意見提出者 11名
- (2) 意見件数 51件

※類似する意見については取りまとめております。

3. 意見の概要と市の考え方

提出されたご意見とそれに対する本市の考え方については、次のとおりです。

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画へ の反映
1	9	公立保育所の保護者のみに、こどもの居場所についてアンケートをしたとのことだが、なぜ公立保育所の保護者だけにしかアンケートしなかったのか。保育所のこどもは保育所に居場所があるではないか。家庭以外に居場所がないこどもに居場所を提供すべきであり、その対象者は学校、保育園、幼稚園にも塾にも通っていないこどもであるにも関わらず、1番居場所が必要なこどもを川越市は排除している。真に必要なこどもと若者にアンケートを実施すべきである。		令和5年度には、就学前児童の保護者(無作為抽出)向けに、こどもの居場所についても意見を伺いましたが、令和6年度には、いわゆる「小1の壁」問題を見据え、現に保育を必要とする保護者向けに、近い将来における「こどもの居場所」の必要性について、より具体的に意見を伺ったものでございます。御意見は、今後の調査の参考とさせていただきます。	
2	11	「こどもや若者そして子育て当事者の視点を尊重し実施期間中においても意見を聴取し共に進めていく」と記載されている箇所に「すべてのこども若者そして子育て当事者」として下さい。「すべて」を入れてください。市民の計画である以上、こどもや若者、子育て当事者の意見を常日ごろから聴取し施策に反映するのは地方自治体である川越市の仕事です。にもかかわらず同じ意見を言っても地位や権力団体か否かで差別的取り扱いをされてきました。よって「すべて」のをいれてください。誰1人取り残さないがSDGsの考え方です。また計画の当事者は市ではなくあくまで「すべての」市民です。		5ページの「計画の対象」に明記しておりますとおり、本計画の対象は「妊娠期を含め、0歳から18歳未満のこども、18歳から30歳未満の若者と、子育て当事者」としております。事業によって要件が課されているものもありますが、そのような特段の要件や理由がない限り、対象の「すべての方々」が対象となると考えており、「こども・若者」の前に網羅的に「すべて」を記載しておりません。	
3	11	PDCAのチェックのところに、「こども若者子育て当事者の意見聴取」として下さい。「子育て当事者」を挿入して下さい。そして意見聴取は期限や対象者は限定せず通年いつでも誰でも意見が言える仕組みにして下さい。従来のアンケートで対象者として選ばれなかった場合、意見が言いたくも言える場がありません。子ども・子育て会議は計画の実態実施がどうなのかをチェックする役割であり、その情報は子育て会議のメンバーにはなく、計画の被当事者市民が持っています。被当事者から意見聴取し子育て会議に聴取内容をあげるのは市の仕事です。		御意見を踏まえ、11ページの該当箇所を「こども・若者、子育て当事者からの意見聴取」に修正させていただきました。また、意見聴取の実施方法等につきましては、今後検討してまいります。	反映

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
4	44	<p>計画の視点3「安全・安心な成育環境で子ども・若者が幸せに成長できるための支援」の説明文について、「子ども・若者を取り巻く課題や環境」と、「子ども・若者の引き起こす行動」が併せて記載されている点について、この2点を分けて表記していただきたい。</p> <p>子ども・若者の健やかな成長を「阻む」諸課題という表現があるが、安全・安心な成育環境は下記の環境面を地域全体で整えることで、問題行動を引き起こさせないことが、子ども・若者への支援につながると思うからです。</p> <p>環境:児童虐待、生活貧困、ヤングケアラー 行動:いじめ、非行、犯罪</p> <p>上記のように区別して施策を考案すべきと考えます。</p> <p>子ども・若者に、「将来のみならず、現代社会にも希望を持ってほしいこと」、多様性の観点から、ハード面の居場所だけでなく、ソフト面の情報や心のよりどころとなる環境への整備もどうじにととのえていただきたいです。</p> <p>以上を踏まえ、下記の内容へ修正を希望します。</p> <p>「児童虐待や生活困窮、ヤングケアラーなど子ども・若者が置かれている健やかな成育環境を阻む諸課題に地域全体で立ち向かい、いじめや非行、犯罪に居場所を求めるのではなく、現代社会や将来に希望をもって成長していけるよう、寄り添った支援を行います。子ども・若者の多様な考え方を尊重し、それぞれの心のよりどころや居場所になるような環境を提供し、全ての子ども・若者が安全で安心できる成育環境を支えます。</p>	4	<p>該当箇所は「計画の視点」ですので、広義的に「子ども・若者の健やかな成長を阻む諸課題」として、御意見の「環境」や「行動」を含めた形で記載しております。</p> <p>そして、それらの諸課題を解決するために、子ども・若者を支援することで、彼らが現在に希望を持つことができ、また将来への希望に繋がっていくものと考えております。</p> <p>また、御意見の「環境面を地域全体で整える」点につきましては、「計画の視点」に続く、「基本目標」のところで記載しております。</p>	
5	44	<p>子育てに負担を感じるのは「税金が高く、仕事をしなければ生活できないため」なので、子育ての「負担感」を減らすのではなく、「税金」を減らしてほしい。</p>		御意見として承りました。	
6	45	<p>基本目標「子どもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進」について、原案では「多様な文化・社会的背景を持つ子ども・若者一人ひとりの権利や意見が尊重される社会づくりを推進するとともに、健やかな成長の原点である様々な体験活動等への参画を支援します。」とある部分を、「多様な文化・社会的背景を持つ子ども・若者一人ひとりの権利や意見が尊重され、だれもが参画できる社会づくりを推進します。」のような、子どもの権利に関する条約第12条(いわゆる意見表明権)などでも求められている「社会への意味のある参加」をより強く推進できる目標としていただくよう要望します。また、「体験活動等への参画支援」についてはその内容から、基本目標4「子ども・若者の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」の施策目標に位置付けることが適切だと考えます。そしてこの、より子どもが社会に守られ、権利の主体として街づくりに参画することを第一に掲げた基本目標は、本計画の基本理念を具体化するものとして期待できるものだと考えます。</p>		<p>「様々な体験活動等への参画」につきましては、御意見の「社会への意味のある参加」のみならず、子どもの健やかな成長に資する体験活動を含めております。</p> <p>また、「子ども大綱」等において、地域や成育環境によって、子どもの体験活動の機会に格差が生じないように配慮することが求められているとおり、子どもの体験活動等への参画は子どもの権利のひとつといえると考えております。</p> <p>また、本市として「子どもまんなか社会」の実現を目指していく中でも重要な事項のひとつと考えているため、基本目標1の施策目標として盛り込んでいくところです。</p>	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画へ の反映
7	45	施策目標(2)こどもの体験活動等への参画支援について、1.こどもの権利の基本目標内の施策として扱っています。しかし、この施策目標は、4.こども・若者の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、または、5.地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり等、別の基本目標に対応する施策目標であるため、分類の修正を要望します。基本目標1こどもの権利や意見等が尊重される社会づくりの推進の施策として考えると、限定しすぎているように感じます。	5	「こども大綱」等において、地域や成育環境によって、こどもの体験活動の機会に格差が生じないように配慮することが求められているとおり、こどもの体験活動等への参画はこどもの権利のひとつといえると考えております。また、本市として「こどもまんなか社会」の実現を目指していく中でも重要な事項のひとつと考えているため、基本目標1の施策目標として盛り込んでいます。	
8	45	こどもの権利を基本目標の1つとして扱っていますが、他の目標と並列に記述することに違和感を覚えます。本来は、大目標として「こどもの権利」があり、その中に各目標が内包されている構造です。次の5か年計画の際には、こどもの権利について、体系の再構成をすべきであると考えます。		こどもの権利について重要性については認識しておりますが、5ページの「計画の対象」に明記しておりますとおり、本計画の対象は「こども」のみではなく、「こども・若者、子育て当事者」としてありますことから、並列の並びとさせていただいているところで	
9	45	原案では、「多様な文化・社会的背景を持つこども・若者一人ひとりの権利や意見が尊重される社会づくりを推進するとともに、健やかな成長の原点である様々な体験活動への参画を支援します。」について、「多様な文化・社会的背景を持つこども・若者一人ひとりの権利や意見が尊重される社会を実現するために、こどもの権利に関する意識が川越市民に広く普及するよう、啓発支援を行います。」と修正してください。なぜなら、原案ではこどもの権利の基本目標内に、いきなり体験活動等への参画についての記載があり、目標の題名と齟齬があるためです。また、施策目標(2)こどもの体験活動等への参画支援について、1.こどもの権利の基本目標ではなく、4.こども・若者の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、または、5.地域と社会でこども・若者、子育てを支える環境づくり等、別の基本目標に対応する施策目標だと考えます。	5	「こども大綱」等において、地域や成育環境によって、こどもの体験活動の機会に格差が生じないように配慮することが求められており、こどもの体験活動等への参画はこどもの権利のひとつといえると考えております。そのため、基本目標1の説明文に原案のとおり記載したものです。また、掲載箇所に関する御意見につきましては、先述のとおりこどもの体験活動等への参画はこどもの権利のひとつといえるという考えに加え、本市として「こどもまんなか社会」の実現を目指していく中でも重要な事項のひとつと考えているため、基本目標1の施策目標として盛り込んでいます。	
10	45	基本目標4「こども・若者の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」を、「こども・若者の心身の健やかな成長に資する多様な教育環境の整備」へと変更してほしい。理由として、教育環境という言葉は、学力のみの視点や、学校教育のみの視点で解釈されてしまう可能性があるためです。「多様な教育環境」と修正することで、教育環境という言葉の指す範囲が、学力や学校に留まらないことを読み手に伝えられると考えます。	4	本市の教育振興基本計画においても、「多様なニーズに対応した教育の推進」を主要な施策に掲げておりますところ、御意見の「多様な」を追記させていただきます。	反映

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
11	45	施策目標(1)「学校教育の充実」を、「学校教育の充実と学びの選択肢の拡充」へと変更してほしい。なぜなら、学校教育だけでは子どもたちの多様性を認めた学びの選択肢が十分とはいえないと考えるからです。0～17歳の児童人口は減少しており、出生数も同じく減少傾向にある一方、埼玉県調査によると、不登校児童生徒は増加傾向にある。川越市についても、おそらく同じ傾向にあるものと考えられますが、そのような状況を受け、文部科学省において「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」をとりまとめた。国も子どもたちの多様な学びへのアクセスを認めている中、川越市としてもフリースクールやホームエデュケーション等、多様な学びの選択肢を認め、さらに多様な学びを選択した家庭に向けた資金援助や支援強化をさせていただきたいです。保護者の資金だけで運営しているフリースクールは学校教育以上の資金を必要とするため保護者の負担が大きく、経済的な理由から学校教育以外を選べない状況があります。	4	不登校児童生徒に対する多様な学びの選択肢として、本市では、各校に校内教育支援センター(校内学習室)を設置して、自分のクラスに入りづらい児童生徒が落ち着いて自分のペースで学習できるようにしたり、教育センター第一分室・第二分室に設置した教育支援室で、学校に登校できない状態にある児童生徒に対して社会的自立に向けた学習支援等を行ったりしています。さらなる学びの選択肢の拡充については、児童生徒の社会的自立のための支援を念頭に置いて、引き続き考えてまいります。また、フリースクール等を選択した家庭への経済的な支援については、厳しい財政状況等もあり、現在のところ実施は難しいと考えておりますが、他の自治体の状況を参考に、調査・研究してまいります。 なお、御意見の施策内容については、基本目標6の施策目標2に包含されているものと考えております。	
12	54	事業一覧において、子どもの意見を傾聴する事業(子どもホームページ、意見聴取等)があります。しかし、子どもの意見を聴くだけでなく、その意見を大人は尊重し、意見に沿うよう行動することを、行動結果に関わらず努めるべきです。子どもホームページ事業を運営する際、大人が行動するところまで見据えて設計することを要望します。	5	子どもからの意見の取扱いについてはとても重要と考えております。そのため、意見を真摯に受け止め、子ども施策の検討に活かし、検討の結果を子どもホームページに掲載することでフィードバックする予定としております。	
13	54	事業一覧において、大人を対象とした施策が少ないと感じます。子どもの権利を保障するためには、大人がその権利を認識することが必須です。例えば、子ども支援に関する事業者を対象とした子どもの権利研修会の実施等、今後具体的な事業が増えることを希望します。	5	「子どもの権利」の周知・啓発を図るため、本市ホームページに掲載する予定としております。御意見は今後の参考とさせていただきます。	
14	54	子ども計画において、目標体系や施策内容を鑑みると、子どもの権利に関する認識の整理がされていないように思われます。子どもの権利条例が既にある他市を参考に、川越市においても子どもの権利条例について協議し、策定することを要望します。条例策定によって、より子ども計画がわかりやすく、川越市の明確な指針となることを希望します。	5	御意見の「子どもの権利」に関する条例の制定については、その必要性を含め、他の自治体の状況を参考に調査・研究してまいります。	
15	54	このページの子ども若者全てにすべての子どもすべての若者としてください。私の権利は守られず私の意見は全く聞いてもらえなかったのですべての子どもすべての若者に訂正してほしいです。		5ページの「計画の対象」に明記しておりますとおり、本計画の対象は「妊娠期を含め、0歳から18歳未満の子ども、18歳から30歳未満の若者と、子育て当事者」としております。事業によって要件が課されているものもありますが、そのような特段の要件や理由がない限り、対象の「すべての方々」が対象となると考えており、「子ども・若者」の前に網羅的に「すべて」を記載しておりません。	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
16	56	「ジュニアスキー教室」について、事業内容の見直しを要望する。この事業は、子ども・若者が多様な遊びや体験、活躍できる機会の確保のために実施しているものと推察するが、宿泊を伴うスキー教室である必要はないと思う。市の予算も厳しい状況にあるが、子ども計画内には多くの重要施策があり、それら各施策の実施に向けた予算編成が重要な課題と思われる。その中で、多くの予算が必要となる宿泊を伴う事業は見直すべきと考えており、当該見直した予算について、例えば、「スポーツ教室の充実」を図るなど、川越市内で体験することができる他の既存事業を補強するとともに、施策目標2における事業全体の予算規模を縮小し、学童保育室の環境改善等、逼迫した課題解決に予算が拡充されることを要望する。	5	ジュニアスキー教室につきましては、初心者を対象とした教室であり、日帰りの実施では、十分な講習時間の確保が出来ないことやスキー場への移動距離等を考慮し、宿泊を伴う教室となっております。 なお、令和6年度からは、予算規模を縮小するために教室の実施回数を2回から1回に変更し、宿泊日数も2泊から1泊にするなど経費削減に努めております。	
17	56	「子どもの文化芸術体験事業」、「子ども体験教室」について、事業内容の充実を希望します。体験活動の内容について、子どもたちが地域を好きになり、川越市や埼玉県内他地域の良さをもっと感じてくれるような内容にしていきたいです。例えば、地域文化・地域活動への参画とし、川越祭りや秩父市での林業体験、小川町での小川和紙の体験学習等、日帰りで地域交流も含めた活動にしていきたいです。	5	「子どもの文化芸術体験事業」は、オーディションによって選ばれた、川越市にゆかりのあるアーティストを市内小学校に派遣し音楽を提供する、アウトリーチ事業を主として実施しております。地域文化事業の体験については、体験事業を行う上での参考にさせていただきます。 また、「子ども体験教室」については、様々な体験を通して歴史や文化に触れることを目的として開催しております。当該教室の開催にあたっては、地域の方を講師としてお招きしたり、会場を「川越城本丸御殿」とする等、地域に根差した教室としております。御意見を踏まえ、今後も地域の良さを感じていただける教室の開催を目指してまいります。	
18	56	冒頭施策の方向性に子ども若者が健やかに成長するための原点である体験活動等へ参画としながらも実施事業の中には若者が参画する事業がなにも一つない。令和5年度から子どもの居場所づくりが国からの通知予算計上もされてきたにもかかわらず市民ニーズを汲み取った事業を展開してこなかった。よってこのページの若者を削除するか若者の事業はなにも一つ展開しないことを明記する。貧困家庭の子どもの体験経験格差は平成26年頃から言われてきた問題であり子どもの体験経験格差が生じないよう責任をおうのが基礎自治体の役割である。状況を十二分に把握しながら敢えて何も確保せず子どもに不利益生じさせてきたことは許しがたいことである。		御意見として承りました。	
19	59	施策目標に「子育て当事者と地域を結ぶ支援」を加えていただきたい。子育て当事者には、近くに頼れる親族や知人がおらず、また子育てに追われ外出の機会が少なくなり、社会との接点がなくなることで孤独を感じる人が多くいる。地域での子育て支援として、児童・民生委員による支援や、自治会、子育て支援団体等のサポートはあるが、ホームスタートの頻度増や対象年齢の拡充など支援の拡充を希望します。	5	ホームスタートは概ね週1回2時間程度、全4回を目安に実施しております。終了後に再度、家庭訪問を実施して、満足度や新たなニーズについて確認し、必要に応じて延長訪問を実施します。 なお、全国で展開されているホームスタートの方式に沿って、安心・安全な訪問を行っております。 また、ホームスタートは未就学児の家庭の支援を目的とした事業であるため、対象年齢は6歳以下となっております。	
20	59	ホームスタート事業について、利用促進のためにまずは事業の周知が重要だと考える。配布のビラをカラー刷りにする、サービス内容や利用条件など重要な情報の視認性が高いデザインにするなど、改善するための人材面および金銭面の支援が望まれる。		視認性の良いカラー刷りのポスターやチラシを作成し、掲示・配布しております。	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
21	59	近年HPVワクチンの女性への接種が定期接種となったが、公共衛生の観点から男性の接種についても公的補助を検討されたい。男性へのHPVワクチン接種は尖圭コンジローマや複数種類のがんを予防するのみならず、女性への感染も防ぐ効果が期待される。現在男性への接種費用は六万円程度の自己負担があるため、家庭の経済状況によらず全ての市民が接種の選択肢を選べる環境づくりが望まれる。		男性を対象とするHPVワクチン接種につきましては、現在、法令に定められた定期予防接種の対象疾病ではありません。 市では、国が定期接種化の判断をしていない段階の任意接種のワクチンに対し、助成をすることについては、慎重な検討が必要であると考えております。 当該ワクチンの助成については、国において男性に対するHPVワクチンの定期接種を含めた議論が進められていることから、今後も国の動向に注視しつつ、引き続き検討してまいりたいと考えております。	
22	59	PTA対象の「性教育講座」を受講した際に、HPVワクチンの接種への推奨が強く、副反応等の安全面での説明がなかった。中学生に同様の説明を行う際には、ワクチン接種を推奨する一方で、副反応等の安全面での説明を併せて行い、接種するかを判断するための情報を伝えてほしい。		HPVワクチンの接種に係る勧奨につきましては、接種することによる予防効果等の有益性と副反応や有害事象等のリスクの両面を丁寧に説明することにより、定期接種対象者とその保護者の方々が接種するかどうかの判断ができるよう必要な情報を届けていくことに努めてまいります。	
23	63	こどもの不登校や自殺者の割合が増えているのは、保護者との安定した愛着が絶たれることで引き起こされる情緒不安定等の対人関係の問題が起因していると思われるため、乳幼児期、特に3歳までのこどもが保護者と親子で過ごす時間を確保することは喫緊の課題と考えます。	5	こどもたちが健やかに成長することができるよう、引き続き、こども施策を検討してまいります。	
24	64	保育所の設備環境についての懸念材料は、主に川越駅周辺など交通の利便性のよい立地にある園が狭小になりがちである点などが挙げられる。法律の認可基準の施設面積では質の良い保育活動には不十分であるという意見を、保護者と保育者双方から聞いたことがある。しかし、両親の労働時間が長時間化しているなかで、さらに核家族化により送迎を分担できる家族も限られてしまう状況では、交通の利便性を絶対条件にして入所先を選ばざるを得ない。 こうした問題の改善策の一つとして機能するのが保育ステーションで実施されている送迎サービスであり、もし送迎の問題が解消されれば、両親の交通利便性などの絶対条件が緩和され、より子どもを主軸に置いた入所施設選びが可能になるだろう。		保育ステーションで実施している送迎保育事業につきましては、令和6年度に対象年齢の引下げ、利用料金の引下げ等、事業の見直しを実施したところでございます。今後とも利用者ニーズを踏まえながら検討を重ねてまいります。	
25	64	施設面積に対するこども人数配置に関しての川越市独自の基準や努力目標を設定するとともに、保育所用地の取得や借用の際に事業者に対して補助金を給付することも検討されたい。		川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条において、面積を含め、保育所の設備の基準を定めております。 また、保育所用地取得等に関する補助金についての御意見につきましては、就学前児童数の推移やニーズ等を注視しつつ、需要と供給のバランスを考慮しながら調査・研究してまいりたいと考えております。	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
26	64	保育に関わる人的資源の充実に関して、保育士および幼稚園教諭の待遇改善必要性に関しては全国的に問題となっているが、川越市も例外ではなく、一層の対策が必要である。保育に対する熱意と豊富な知識のある人材が活躍できる環境整備が質の良い保育環境を生み、保育士の労働環境の改善は現役の保育士の心身の健康に繋がるのみならず、将来的な保育士人材の確保にも繋がる。適切な待遇を提供する事業者への支援に加え、市から直接個人に届く経済的支援も望まれる。		保育を支える保育士の処遇改善につきましては、保育人材確保及び保育の質の向上に大きく寄与するものであり、本市としても重要であると捉えておりますが、補助事業の実施につきましては、財源の確保等、課題も大きいため国や県の動向に注視しつつ検討してまいります。	
27	64	川越市の住民税非課税世帯以外の世帯における0歳から2歳児の保育園利用料の完全無償化を要望いたします。経済的理由などにより、こどもを保育園に預け、就業を再開する方が多いかと思われます。しかし、現在は子ども・子育て支援法に基づき、3歳から5歳までのこどもの保育に係る無償化のみとなっています。0歳から2歳は3歳から5歳と比べ、おむつ代・おむつ関連用品やミルク・離乳食、育児用品の初期投資、成長スピードの早さに伴う衣類・消耗品などのコストがかかります。加えて、昨今の物価の高騰によりそれらのコストが増加し、児童手当のみで賄うことが難しくなっています。その中で、保育園の利用料がかかることは、子育て世代の経済的負担がとて大きくなっていると考えます。 埼玉県では、2024年4月から上里町が0歳から2歳児の保育園の利用料を完全無償化し、深谷市や行田市も同様の施策を進めていると把握しています。また、東京都では第1子の保育園の利用料無償化が検討されており、2025年度中に実施される見通しがあるようです。 住民税非課税世帯以外の世帯における0歳から2歳児の保育園利用料の完全無償化は、経済的負担の軽減の他に、地域の労働力不足の改善や、女性の就労意欲が向上する効果が期待されると思います。そのため、埼玉県内の上里町、深谷市、行田市、そして東京都の先行事例を踏まえ、川越市でも保育料の完全無償化を導入し、地域の未来を支える施策をぜひご検討いただきたくお願い申し上げます。		保育料につきましては、国の政策で、多子世帯の方が保育所等を御利用する際、就学前の兄弟姉妹が保育所等に同時入所している場合に、保育所等に同時入所しているお子さまのうち、2人目のお子さまについては保育料が半額、3人目以降のお子さまについては保育料が無料となっております。 また、本市では、令和5年度から多子世帯の方が保育所等を御利用する際に、兄弟姉妹の同時入所要件に関わらず、0歳児から2歳児クラスに在園する第三子以降の保育料につきまして、全額免除とすることによって、さらに子どもを産み育てやすい環境づくりを推進しているところでございます。 要望いただきました保育料の減免措置の対象児童の拡大につきましては、東京都等の先行事例をはじめ、国や県の動向にも注視し、市の財政状況を踏まえながら慎重に検討してまいりたいと考えております。	
28	64	「親子のふれあいの充実」を謳っている一方で、こどもを早い時期から預けることができるよう「保育園の充実」を掲げていることに矛盾を感じる。例えば、保護者が3歳までのこどもを自宅で見る場合、保育園に預けた際に掛かる費用を保護者に支給すればどうか。		こども家庭庁が策定した「はじめの100か月の育ちビジョン」においても、幼児期までの「アタッチメント(愛着)形成」の重要性が謳われており、こどもにとって大切な時期と認識しております。 一方で、子育て当事者の中には、少しでも早く復職する必要がある方や、新たに仕事を始める必要がある方など、それぞれの事情があり、そのような方々のために「教育・保育の充実」は重要だと考えております。 また、自宅でこどもを見る方に、保育園に預けた際に掛かる費用を支給してはどうかとの御意見については、今後の参考とさせていただきます。	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
29	66	現状保育施設に在籍しているこどもは保育ステーションでの一時預かりを利用することとなっているが、サービスに関していくつか改善点がある。一時預かりの利用に先立って申し込みが必要であるが、平日の開所時間に直接書類提出と、また別日に子どもの面接をしなければならない。保育園に在園している子どもの親は共働きが多いなか、平日の日中窓口のみの受付では利用登録のハードルが高い。また、本川越駅前では利便性の良さが謳われているが、普段開放している駐車場がないため、アクセスがかえって限られてしまう。徒歩・自転車圏内の利用者も、悪天候時に低月齢の子どもを連れての移動はかなりの負担になる。よって、保育ステーションの数を増やす、または既存の保育ステーションに提携の駐車場を設定するなど検討されたい。		一時預かり事業の利用に当たっては、安心・安全な保育の実施のため、事前面接を実施しておりますが、人員配置の兼ね合いから土日の面接の実施は難しいと考えております。利用者の駐車場の利用については、要配慮者に限定して利用を可能としている状況でございます。限られた財政状況の中で、今後とも保育ステーション事業の見直しを検討してまいります。	
30	66	在園したことのある二園は土曜保育を両親ともに就労の場合に限って提供していたが、保育ステーションでは在園先で土曜保育を実施している場合は条件に関わらずサービス利用不可であった。疾病、介護、冠婚葬祭等の理由では預け先がファミリーサポートか民間サービスに限られることになる。ファミリーサポートは二週間程度前には予約が必要で、且つ提供会員が見つからないことも少なくない。そして民間のシッター等のサービスでは一時間あたり二千円前後の金銭負担がネックとなる。以上の通りニーズへの対応が追いついていない現状を鑑みると、渋谷区の前例のように、民間シッターサービスを利用する際の金銭的サポートを提供することをシンプルかつ即効性のある対策として提案する。		御意見中の渋谷区におけるベビーシッター利用者への支援については、こどもが保育所などに入所できるまでの間、つまり「待機児童」となっている際に、保育所などの代わりとしてベビーシッターを利用した方への支援となりますので、「一時預かり」とは趣旨が異なります。 また、保育ステーションでの一時預かりについては、在籍園にて預かりを行っている場合は、そちらを利用いただく必要がありますが、在籍園の休園日や開園時間でない等の理由があれば、疾病、介護、冠婚葬祭等で預けられるほか、月1回はリフレッシュ目的で預けることも可能です。 また、「ファミリー・サポート・センター事業」は、利用までにある程度の時間を要しますが、「ファミリー・サポート・センター事業」と同様の仕組みで、急用の際の子育ての援助活動を行う「緊急サポートセンター事業」において、緊急時のこどもの預かり等の対応に努めております。 今後も、子育て当事者にとって利用しやすい事業となるように進めてまいります。	
31	70	以前と比較して、不登校や不登校の恐れのあるこどもたちが多くいる中、学校のあり方や学校教育を見直す時期なのではないかと思う。また、18歳までのこどもが大半を過ごす「学校教育」に関する事業が他の項目と比べて非常に少ないと感じた。		多様な子供たちを誰一人取り残すことがないように、引き続き、より良い学校教育の在り方について考えてまいります。 また、計画には、主な事業を掲載しておりますが、他の事業も含め、学校教育の充実に努めてまいります。	
32	72	施策目標「家庭や地域による教育力の向上」について、現状と課題に次のとおり追記してほしい。「教育力という言葉は、ともすると学力や運動能力のみに焦点を当て、議論されることが散見されます。しかし本来、教育とは学力・運動能力に留まらず、生活力やコミュニケーション力、自己表現力といった、生きるために必要な幅広い分野を含めた言葉です。家庭や地域では、こうした学力・運動能力に留まらない、幅広い教育力の向上に努めます。」	4	御意見の点を認識した上で、当該施策目標における事業に、こどもたちの「生きる力」を育むことや、社会体験等を目的とした事業を盛り込んでいるところです。	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
33	75	現状と課題の3点目にある「居場所」とは、こども・若者本人が決めるものです。しかし現状、居場所づくりは、第三者が中心となることが散見され、居場所と感ずること、居場所づくりには隔たりが生じている事例があります。そのため、「こども・若者にとっての居場所となるためには、当事者であるこども・若者が居場所づくりに参画できる環境をつくり、こども・若者と地域の大人がともに居場所づくりを進めることが重要です。」と修正してください。原案では当事者であるこども・若者自身が直接的に居場所づくりに関わらないようにも捉えられ、こども・若者が居場所と感ずるためには、その場所では自分の意見が尊重され、意見を言えば場所をつくりかえられると実感できることが重要と考えます。また、居場所を運営する大人と地域社会にとって、当事者とともに場所をつくる意識は必須と考えます。		原案におきましても「こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら、居場所づくりを進めることが重要です。」と明記しており、居場所づくりにあたっては、こども・若者の声を聞きながら進めていきたいと考えております。	
34	76	こどもの居場所について、こどもの城、川越駅東口、高階の三ヶ所に児童館があるが、こどもの主な移動手段として徒歩・自転車が想定され、移動範囲も限られるため、各地域への児童館やプレーパークを増やすことを提案する。近年の夏季の気候では、屋外での活動(遊びや移動など)が危険となる時期が長くなっており、屋内の遊び場を増やすことで心身の健全な発達及び居場所の形成に繋がっていくと考える。		新しい施設の建設は難しいと考えますが、既存の公共施設におけるこどもの居場所の開設に向けて、現在関係部署と検討を進めているところです。 また、プレーパークにつきましては、市民団体との協働により実施しておりますが、まずはこどもの城の広場での開催で実績を重ねていき、将来的には、市内各地へ広げていければと考えております。	
35	76	こどもの居場所づくりの推進(プレーパーク事業)について、原案では、「こどもの居場所づくりの一環として、こどもたちが外で遊ぶきっかけをつくることを目的とし、児童センターこどもの城の広場や児童遊園の活用等により、魅力的で、こどもが自由に遊ぶことができる場を提供します。」について、「こどもの居場所づくりの一環として、こどもたちが外遊びを通じて自ら育っていく環境をつくることを目的とし、市民や行政等の地域コミュニティがその環境づくりを行います。児童センターこどもの城の広場や児童遊園等を活用し、禁止事項をなるべく作らず、自分の責任で自由に遊ぶ場を提供することで、こどもの遊ぶ環境を豊かにしていきます。」と修正してください。理由として、プレーパークの目的は外遊びのきっかけのみに留まらないからです。「こどもたちは遊びの中で自ら育つ」ということを前提とし、こどもたちが自分で遊びをつくりだせるような、「自分の責任で自由に遊ぶ」遊び場づくりがプレーパークの目的です。世の中では、万が一のけが等の責任問題から、自由な遊びが容認されにくい状況になっています。しかし、「自分の責任で自由に遊ぶ」という考え方を広げることで、こどもの遊ぶ環境を豊かにしていくことができると考えています。重大な事件等が起きないように、運営団体スタッフや保護者、地域住民や行政が連携して環境づくりを行うことも重要と考えます。		「こどもの居場所づくりの一環として、こどもたちが外で遊ぶきっかけや外遊びを通じて自ら育っていく環境をつくることを目的とし、児童センターこどもの城の広場や児童遊園の活用等により、魅力的で、こどもが自分の責任で自由に遊ぶことができる場を提供します。」と原案の修正をしたいと思えます。意見では具体的な記載もありますが、記載内容に縛られることなく、裁量を持たせた方が良いと考えるため、このような記載としました。	反映

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
36	76	<p>こどもの居場所づくりについて、現在本川越に一箇所居場所として広い部屋が開放されている。利用したいが遠くには行けない事情があり利用できておらず、かねてから近くの公民館で利用できるよう要望している。令和7年にもう一箇所とされているが居場所がなく居場所の必要なこどもは市内全域に存在する。市内に公民館はあり部屋もたくさん空いているのだから、すべてのこども若者が居住する地域で安心して生活が保障されるという本計画の通り、限定された公民館のみではなく全ての公民館で事業を展開すべきである。</p>		<p>こどもたちが地域で立ち寄れる遊び場や自習の場所などのこどもの居場所について、高いニーズがあることを認識しており、既存の公共施設におけるこどもの居場所の開設に向けて、現在関係部署と検討・調整を進めております。 なお、公共施設のうち公民館については、ロビーや空き部屋を開放するように努めておりますが、現状では、空き部屋があったとしても職員によるこどもたちの見守体制が十分でない場合は部屋を開放できないこともあります。公民館利用者との調整、職員体制の確保、こどもたちへの周知等の課題を解決しながら、こどもの居場所づくりに努めてまいります。</p>	
37	81	<p>本計画は川越市在住のすべてのこどもと若者、子育てをする人が対象であるにも関わらず、さまざまな悩みや不登校やひきこもりの状態になり孤独やストレスをかかえているこどもと子育てを担い困難をきわめてを長期にわたり放置したあげく寄り添った支援どころか、こどもの声を聞かず子育てをしている人の声を聞かず、当初から何度もこどもの前で怒鳴り、気持ちを傷つけた上しはいには支援を一方的に打ち切られた。再度申し上げるが本計画はすべての児童若者子育てをする親が対象である。しかし対象者に対して寄り添った支援はされていない。よって施策の目指す方向性に記載されている「様々な悩みや不安により不登校やひきこもりの状態になり孤独やストレスを抱えているこども若者が心の健康を取り戻し自分らしく成長できるよう寄り添った支援を行います」は削除する。あるいは書いてある通りに実施する。</p>		<p>御意見を参考に、本計画を推進してまいります。</p>	
38	81	<p>教育相談事業について、中学からこどもを不登校にされ教育委員会からリベラに相談するよう言われたが、リベラに相談することは何もないしリベラに私のこどもは行かない。私のこどもは中学校で学校生活、義務教育を受け、さまざまな体験経験を共に学び育ちただけだ。義務教育学校生活を提供しなかったのは学校と教育委員会の責任である。本計画は「SDGsの考え方を念頭に置いて本計画施策を推進します」と明記されている。10ページSDGsへの配慮の4は質の高い教育を「みんなに」である。その「みんなに」の中にはもちろん私のこどもも含まれる。私のこどもをはじめ質の高い教育を希望しているにもかかわらず提供できなかったすべてのこども若者に質の高い教育を提供すべきである。</p>		<p>御意見を参考に、本計画を推進してまいります。</p>	
39	85	<p>本事業と施策障害のあるこどもとその保護者が地域で安心して生活できるよう保健医療福祉教育の各分野が連携し支援体制を充実させ、職員の資質の向上を目指す計画に書いてある通りにして下さい。関係各分野が全く連携しておらずたらい回し職員委託職員の資質もあまりに低すぎその皺寄せと不利益を全てこどもが受けています。</p>		<p>御意見として承りました。</p>	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画へ の反映
40	86	障害者等相談支援事業について、国と県市からの公費投入事業である。しかし業務委託料だけ払い適切な運営をしていない。監督責任は障害者福祉課だが監督責任を果たしていない。事業所が儲かるあるいは事業所に取り負担のない利用者の援助しかしていないがまずは公費事業であることを鑑みると対象はすべての相談支援を希望する市民であり困難事例の対応も委託範囲であることから利用拒否、利用制限、利用者の信頼を損なう行為は許されない。たびたび障害者アンケートやロコミ、パブリックコメントで複数の市民から対応が最悪との評価である。		御意見として確認させていただきました。 障害者等相談支援事業は、民間事業者に業務委託し、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を年間約8,000件ほど行っています。また、相談員相互の能力向上のための研修等も行っております。	
41	86	障害者等相談支援事業について、地域の障害児(者)の前に「すべての」を挿入する。理由として、障害児・者支援事業は市の事業であり、対象はすべての子ども若者と子ども若者を育てている保護者であることから整合性をはかるため。		障害者等相談支援事業につきましては、本計画の基本理念等でお示しているものと同様に、対象を限定せず、「全ての」障害児(者)を対象としております。一方で、本計画に掲載している他の事業につきましても、特段の要件等が課されているものを除き、「全ての方々」が当然に対象となると考えておりますことから、各事業について網羅的に「全ての」を記載しておりません。	
42	86	障害者等相談支援事業について、子ども若者の尊厳、安全、意向等を尊重しない障害児・者相談支援センターは不要です。計画に明記されている「誰1人取り残さない」ということであれば、利用者から相談を受けた場合、必要に応じて関係セクションと連携協力を求めるべきではないでしょうか。		御意見として確認させていただきました。 障害者等相談支援事業では、ご本人やその家族等の意向に配慮しながら、相談内容に応じて関係機関と連携を図っております。	
43	97	男性の育児参加について 年度を追って男性の育児参加が増える見込みとしているが、対策の具体性に乏しく見込みの根拠が見えてこない。男性の育児参加を妨げている要因を精査し、具体的な対策を検討されたい。		男性の育児参加を妨げる要因は、社会に根強く残る固定的性別役割分担意識や職場風土、経済的理由などがあると考えます。 課題を解消するためには、支援体制や職場環境の整備、意識啓発が必要であり、その1つの方策として、男女共同参画に関する講座を各種実施しています。本計画では、当該事業に多くの男性が参加していただけるよう、講座の申込者数に対する男性の申込みの割合を目標値としました。男性の申込者が増加していくように、周知方法や内容を工夫し、目標の達成に努めてまいります。 なお、目標値につきましては、より分かりやすいよう「男女共同参画に関する講座における申込者数に対する男性の申込みの割合」に改めます。	
44	全体	ぼくは学校で嫌な目にあいつづけて中学2年生から学校に通えなくなりました。ぼくの代わりに母が学校や教育委員会にぼくがどうしたいのかを言ってくれました。でも誰も聞いてくれませんでした。5年間も母は大変な状況だったのに、川越市が各関係機関が連携協力もせず母をそしてぼくをもっと過酷な状況に追いやっています。この計画を担当している課に電話して別な課に電話しろと言われ別な課に電話し何度でもかけると言われたら一回にされ母が心も体も弱って泣いているのをみて僕はつらかったし5年間以上も僕も心も、体も弱っています。ぼくも、この計画のすべての子ども若者の中に入っているんですか?この計画はやらないための計画ですか。やらないための計画など何の意味もないです。		御意見として承りました。	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
45	全体	<p>子ども若者は誰もが精神的社会的に幸福な生活を送ると計画の冒頭に書かれているが私のこどもはこの5年間中学校から不登校にされ中学校で学びたいと言っていたのにこどもの声が全く反映されず無視され卒業させられた。</p> <p>そのことや、中学校での差別仲間外れ対応によりトラウマになり不登校になってから1日も学校に通えず、同年代のこども若者と共に学び育つ権利を剥奪されたままである。個人として尊重されてもない。私のこどもの気持ちを踏みにじり5年も青春を奪ったのに市、市教委、中学校の対応も著しく悪い。フォローさえ何もしない。こどもを生み安心して育てることも母子家庭さらに障害のある子を抱えてその子が不登校に、させられこれほどの困難を抱えているにもかかわらずたらい回しにされ過重な負担をかけられてきた。親の支援は子の利益に直結するにもかかわらず心ない言葉を投げつけ1番手当しなければならぬ家庭を放置したままである。意見を表明したり教育を受ける権利を保障するのは地方公共団体の役割であるのに私のこどもだけが取り残されたまま進行形である。市はいじめや不登校貧困などさまざまな困難を有するこども若者の問題への対応の取り組みもしていない。子育てもこどもの育ちも保障して来なかったし今学びの確保もしていない。現在進行形で放置し続けている。こどもに直結する問題にもかかわらず学校地方公共団体の役割を果たしていない。この5年間私のこどもは何の社会の恩恵を受けてきたと言うのか。令和5年からこどもの居場所づくりが予算として計上されていたにもかかわらず川越市は私のこどもが要望しているにもかかわらず居場所を何も提供してこなかった。計画はお飾りではない。実行できないような計画はいらない。計画通りに関係機関が相互に目的達成意識を持ち取り組みを強化すべきである</p>		御意見として承りました。	
46	全体	<p>計画の名称について、本計画が「こども計画」とされているが、①国のこども大綱や、こども若者育成支援推進法ではこどもと若者が対象であること、②本年9月に可決施行されている埼玉県こども若者基本条例は「こども若者条例」であり若者を対象外としていないこと、③川越市は埼玉県であることから埼玉県との整合性をはかること、④こどもと同様に計画の当事者である若者を排除しないこと、⑤本計画の5ページにも計画の対象が18歳～30歳未満あるいは40歳未満とされていること、⑥こども家庭庁をはじめ国、各関係機関、地方自治体がこども若者の声を聞き施策や計画に反映していく状況、情勢であること、以上の①から⑥を踏まえ、本計画は「川越市こども若者計画」に修正すべきである。</p>		本計画の対象として、こども・若者のほか、子育て当事者も対象としている点に加え、本計画の根拠法令である、こども基本法第10条第2項を参考として、川越市こども計画とさせていただきます。	

意見に対する市の考え方

No.	原案 関連 ページ	意見の概要	類似 意見数	意見に対する市の考え方	計画への 反映
47	全体	こんな計画いらない。その理由重度の障害のある子を持つ母子家庭ひとり親の医療券が送られてきたがこどものケアをたった1人で担っているの置いて病院を受診できないとこども未来部に相談。障害に言え何度も言うようと言われ障害や障害者支援センター連携する機関等に何度も言わされたが障害も対応しない。何度も電話しろと言われ電話したが何度も電話をかけてこられたと言われた。あげくの果てに自分でやれと。困難事例とは当事者が困難を抱えているものであり困難の主体は当事者である。(よく教育保育研修レジュメにある障害の、あるこどもを困った子どもとして捉えるのではなく困っている子と捉える困っているこどもに対して障壁を取り除くのが行政社会の役割) 障害児者の家族も無償でケアする被当事者である。こどもと保護者に困難負担をこれだけおわせておいて市役所内部で連携協力もせず真っ先に手当しなければならぬ人たちが長期放置し続けて言い訳言い逃れに終始している。言い訳言い逃れする時間を困難をかかえて身動きできない市民のために充てるべきではないのか?実際やらないための計画など何の意味もないと思う。やらないための計画などいらない。		御意見として承りました。	
48	全体	関係各課各所機関と連携協力のところに全てのこども若者とこども若者を育てている人としてください。理由としては、ケアされない支援されないこども若者と保護者がいるため。こども基本法は全てのこども若者が対象であり一部のこども若者ではない。こども若者の保護者と共に最善の利益を確保するのが市と県の役割であり支援ケアの対象はもちろん保護者も含まれる。		5ページの「計画の対象」に明記しておりますとおり、本計画の対象は「妊娠期を含め、0歳から18歳未満のこども、18歳から30歳未満の若者と、子育て当事者」としております。事業によって要件が課されているものもありますが、そのような特段の要件や理由がない限り、対象の「すべての方々」が対象となると考えており、「こども・若者」の前に網羅的に「すべて」を記載しておりません。	
49	その他	既存の学校は、同年代の児童生徒が集まり学んでいく過程で、例外を除く多くのこどもにとってとても良いシステムだと思います。現在、不登校が増えている要因は一つではないと思いますが、教員の質にあると一保護者の視点から感じています。小学生に限った経験上、話を聞いてくれて、認めてくれ、いい時には褒めてくれる担任との一年間は学校に行きたいという意欲があると感じています。学力テストの点などは可視化しやすく、比較しやすいので、学校や教員としても重きを置きたいところだと思いますが、親としては、学校で楽しい時間を過ごしてほしいことの方が優先されると感じています。		こどもたちや保護者から信頼される質の高い教師を養成・確保することは学校教育の根幹であると考えております。こどもたちや保護者と学校がより良い関係を構築できるよう、引き続き努めてまいります。	
50	その他	学校教育に関する提案として、宿題の撤廃を提案します。教科ごとの学習は授業内で完結してください。放課後、こどもは大変忙しいです。塾に通っていたら塾の宿題もあります。「宿題やったの?」と小学校6年間で南海声を掛けるでしょうか。こどもの特性により、声掛けの回数は大幅に違うと思いますが、親子双方に大変ストレスに感じます。また、教員の働き方改革のためにも良いと考えます。但し、自己学習ノートなどは強制しない形で続けてほしいです。		宿題は、児童生徒の学習習慣を確立すること、授業で学んだ知識や技能の定着を図ること、発展的な内容に取り組むことで学習への意欲や興味・関心を高めることなどを目的に課すものと考えております。各校が児童生徒の実情等に応じ、より良い宿題の在り方について考えることができるよう努めてまいります。	
51	その他	小学校の卒業式の練習について提案があります。我が子の通っていた小学校では、昨年度は3月に入っておよそ3週間の毎日1~2時間を費やして卒業式の練習に取り組んでいました。適切な練習・指導は必要だと思いますが、長すぎると感じます。川越市議会議員の一人に伺ったところ、川越市内の卒業式に参加してほとんどが同様の様子だったとのことでした。市内全体で卒業式の取組みについて改善を求めます。		児童に過度な負担とならないよう、適切な指導時間を確保することについて、各学校に働きかけてまいりたいと考えております。	